

平成 15 年 度 第 16 回 定 例 会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 16 年 1 月 28 日 (水) 午後 1 時 30 分  
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

## 第16回定例会議事日程

1 日 時 平成16年1月28日(水)午後1時30分

2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第84号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する  
規則設定について

第2 第85号議案 八王子市立浅川小学校上長房分校の廃止について

4 報 告 事 項

- ・不審者による事件への対応について
- ・成人の日記念式典について

---

## 第16回定例会追加議事日程

1 日 時 平成16年1月28日(水)午後1時30分

2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第86号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告  
について

第2 第87号議案 八王子市立浅川小学校上長房分校の休校について

---

八王子市教育委員会

出席委員（4名）

委員長（3番）名取龍藏  
委員（1番）小田原 榮  
委員（4番）齋藤健児  
委員（5番）成田一代

欠席委員（1名）

委員（2番）細野助博

教育委員会事務局

教育長（再掲） 成田一代  
学校教育部長 水野直哉  
学校教育部参事  
兼指導室長事務取扱  
（教職員人事・指導担当） 永関和雄  
教育総務課長 坂本 誠  
学校教育部主幹  
（企画調整担当） 後藤正幸  
施設整備課長 穂坂敏明  
学事課長 望月正人  
学校教育部主幹  
（学区等調整担当） 尾川幸次  
学校教育部主幹  
（新校開設準備担当） 萩生田 孝  
指導室指導主事 清水哲也  
生涯学習スポーツ部長 高橋 昭  
生涯学習スポーツ部参事  
（図書館担当） 大熊 誠  
兼図書館長事務取扱  
生涯学習スポーツ部主幹  
（企画調整担当） 米山満明  
生涯学習総務課長  
スポーツ振興課長 山本保仁  
学習支援課長 奥野光孝  
文化財課長 佐藤 広

生涯学習スポーツ部主幹 (体育館担当)	岡部晴夫
生涯学習スポーツ部主幹 (南大沢地区図書館・公民館担当)	西山孝
生涯学習スポーツ部主幹 (川口地区図書館・公民館担当)	新井政夫
生涯学習スポーツ部主幹 (生涯学習センター図書館担当)	石原覚寿
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	梅澤重明
学事課主査	穴水裕
指導室主査	矢崎文雄
生涯学習総務課主査	小澤篤子

事務局職員出席者

教育総務課主査	小柳悟
担当者	嶋田明洋
担当者	後藤浩之

名取委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成15年度第16回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は

1番 小田原榮委員

を指名いたします。

なお、本日の議事日程第2、第85号議案 八王子市立浅川小学校上長房分校の廃止については、事務局より取り下げの申し出がありましたので、取り下げたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 全員異議ないものと認めます。

また、本日、追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 全員異議ないものと認めます。

なお、追加日程第86号議案につきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する規則第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について、日程に従いまして進行いたします。

名取委員長 初めに、日程第1、第84号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明願います。

永関学校教育部参事 本市立小中学校の教育課程がより特色のある形で編成できるようにという趣旨で、校長の申し出により、学年内における各学期の期間を変更することができるように管理運営規則の改正をしたいと考えております。

担当より詳細御説明申し上げます。

矢崎指導室主査 それでは、84号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について御説明いたします。

八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するといたしまして、第3条第1項に次のただし書き、「ただし、校長の申出により学年内において、各学期の期間を変更することができる。」を加えることといたします。この件につきましては、前回の定例会にて学校教育法施行令第29条の既定に基づく休業日、例としまして、夏季休業日、冬季休業日、開校記念日、都民の日等を校長の申出により特別な定めができることと改正いたしました。このことによりまして、例えば夏季休業日を短縮し、8月から授業を行った場合、学期の方は4月1日から8月31日までを1学期と規定されておりますので、2学期が開始されていても1学期となり、整合性がとれないこととなります。このため、校長の申出により、学年内において、各学期の期間を変更することができるものとなります。

次に、第4条第3項を「休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、あらかじめ校長がその旨を委員会に届け出るものとする。」と改めることといたします。これは定められた休業日に臨時的に授業を行い、または授業日に休業しようとする場合に、従来、校長が委員会の許可を必要としたことを「委員会に届け出る」としたものであります。

以上でございます。

名取委員長 ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。

齋藤委員 文言について、私にはちょっと理解がしにくいところがあるのですが、例えば第3条、「ただし、校長の申出により」というのは、校長がどこに申し出るのかよくわからない。もう少し具体的にちょっと御説明いただきたい。

あとは、「より学年内において」というのは、ちょっとこれもどういう意味なのか、済みません、私にはちょっとわかりにくいのですが。

それともう1つ、第4条の3項につきましても、「あらかじめ校長がその旨を」ということですが、あらかじめというのはどの程度のことを指しているのか。つまり具体的に言えば前日でもいいのか。あらかじめということは、前日委員会に申し出れば、金曜日に出して、あしたの土曜日授業をやるというような申し出でも許されるのかというのは、非常に抽象的でわかりにくいと思いますが、そのあたりの考えをちょっと御説明いただきたい

のですけれども。

矢崎指導室主査 「校長の申し出により」は、校長から教育委員会へ、ということです。

それから「学年内において」、これは4月1日から翌年の3月31日までです。「あらかじめ」は、特にいつということは規定はしておりません。

清水指導主事 基本的には、教育委員会に届け出る前にお話しいただくのですが、今、委員のお話にありましたような前日ということは、教育課程の中で計画的に進めている中でありますから、あり得ないことだと思います。当然、学校公開などは1ヵ月前ぐらいに決まって、保護者に周知するというようなこともありますので、そういった部分で言えば1ヵ月ぐらい前に届け出ることが多いと考えられるのかなというふうに思います。

齋藤委員 であるならば、やはりこれがルールブックになっていくわけですから、ある程度具体的なことを書いておいた方がいいように私はと思いますが。こういうちょっと抽象的な書き方であると、あらかじめどこまでだと。1ヵ月が大体常識なのか。じゃあ、2週間前、3週間前だったらどうなるか。つまりこれはもう少し平たく言うと、前回、私意見として言わせていただいた土曜日や日曜日の授業の問題というのを加味して考えてくださったのだというふうに思っています。これは個人的には非常に前向きないい考え方だと思っているのですけれども、ちょっとこのあたりの文面がこういうことで大丈夫かなというのがちょっと不安ですけれども。

水野学校教育部長 規定をつくる場合にはルールというものがございまして、より市民にわかりやすくというものもあるわけがございますけれども、規定というのは解釈がいろいろございますので、解釈を間違えないようにということで、憲法から始まって、法律、政令、省令、市町村、都道府県で言いますと条例、規則、こういったものにつきまして一つの構成用語といいますが、つくる場合のルールがございまして。あらかじめという場合においても、大体慣例的にこれではこういうことを言うというか、指導主事の方が言ったようなことはございます。そのようなことから、よりわかりやすくということはありませんけれども、今言ったような観点から一つのルールに従って条項をつくっていかなければいけないというようなことから、今回も同じような作り方をさせていただいたということでございます。

それからいま一つ、今回の4条3項の改正は、前回4条の2項を加えたときに、3項の許可がちょっと厳し過ぎるのではないかという御指摘を受けた結果でございまして、保護者が参加しやすい日に授業をするというようなことについては同じでございます。

小田原委員 ちょっと誤解が生ずるおそれがあるので、私が言うまでもないことだと思うけれども、申し出とか何とかというのは、この3条以前のところであって、どこかで申し出といったら、どこどこへ申し出ると決まっているのではないかなと思いますけれども。学年内という言葉が法令上の言葉なのかどうか知らないけれども、学校教育法が何かで言っていれば、それをそのまま準用しているという話になるだろうと思うのです。年度内と言わないで学年内。学年内と言うからわからなくなるけれど。それから、これはこれでいいと思いますけれども、もし今水野部長の話にあったように、何かあれば、法令は、規則はかなり上の方の、市で言えば上位法令になるのかな。細かいことを決めるのは、内規だとか、あるいは施行規則とか、下位法令をつくって間に合わせているのですが。いつどこにだれが届けるみたいな話はね。

それから、休業日に授業を行うというのは、土曜日の話が出ましたけれども、土曜日はこの条項とは何ら関係ない話でしょう。休業日というのは、第3条で言っている話だから、そこで授業をするときはというわけであって、週休日に授業をするとか何とかというのがここでは何ら触れていない話じゃないですか。今、齋藤さんはその念を押したときに、そうですねとやったら、当然土曜日に授業をやってくれると思ってしまう話ですよ。そういうふうに受け取れますよね。

齋藤委員 まさしくそのとおりで、つまり夏休みだとか冬休みというのは先生は来ていなければいけないときなわけです。ここで3項で言っている休業日というのは、私は土曜日、日曜日を指しているというふうに理解していますけれども、違いますか。

矢崎指導室主査 ここで言う3項の「休業日授業を行い」というその休業日は、土曜、日曜日を指しております。

小田原委員 何でそこで出てくるの、そんなのが。だって、休業日は次のとおりと書いていて、土曜日なんかどこにも言ってないでしょう。そして、3項で言っている休業日といったら、当然第3条の休業日を指しているじゃないですか。何で週休日が休業日になってしまうの。

矢崎指導室主査 これは規則の改正ですから、前の3項を含む対照表があると思うのですが、それを改正をしております。この場合、旧の方の休業日というのは、土日も含んだ休業日というのを指して条文ができております。それを変えるわけですから、当然新しい条項の休業日も土曜日、日曜日を指しております。

水野学校教育部長 休業日の決まりは、学校教育法施行規則47条で、国民の祝日と日曜日

と土曜日、それから施行令の29条により教育委員会が定める。ここで決めています、ここに列挙してあります規則の、本日改正しているところの4条の1項の休業日は、教育委員会が定める休業日でございます、それ以外は学校教育法の施行規則で祝日、土日については決まっておりますので、教育委員会にはそういった権限はございませんので、管理規則の上ではこういった規定になっておりまして、学校教育法施行規則と、それからその市町村の教育委員会の管理規則で、それをあわせて休業日と言っております。

齋藤委員　ここで問題になるのは、ちょっと法令のことはもう少し私も詳しく調べなければわからないのですが、土曜日というと半日ですよ。仮に土曜日に振りかえで授業をやったとしたときに、半日授業をやって、午後からは、例えばPTAの行事だとかというのは基本的にボランティアですから、保護者も先生も、ですね。だからそれは半日休暇をとれるか、とれないかという問題が出てくると思うのです。前回資料として、この非常に厚い義務教育改革に関する都と市区町村の連絡協議会まとめというのをいただきました。これ本当にすごく長い内容だったので、読むのに苦労しましたが、その26ページに、東京都としても多様な教育活動をサポートするため、半日単位を振りかえ、勤務振りかえの可能性を検討するというのが出ています。ですから、土曜日もし授業をやるということを可能にするのであるならば、このあたりも市条例の中でも半日単位で休暇が振りかえられるということを考えていかないと、何か条例に触れるのかもしれないという感じがします。

それで、前回のときに小田原先生の方から、その振りかえの休日が前後1ヵ月だろうというようなお話があったと思うのですが、この文面の中に前後2ヵ月以内振りかえが可能であるというふうに記されていますので、そうすると、例えば1学期が4月1日から始まって、7月いっぱいまで授業をやっていたとしても、4ヵ月ですから、前後2ヵ月であるということだと、どこの土曜日で授業をやっても、春休みもしくは夏休みの子どもたちが来ていないときに振りかえることは可能であるというふうに読み取れると思います。そこはちょっと前回の訂正を願いたいということと、あと半日単位の休みというものも恐らく同時に考えていかないと、ここにも非常に厳しくいろいろな条例のことが書いてありますので、検討していく余地はあるというふうに思います。

清水指導主事　今お話のあった土曜日の授業という部分について、基本的に土曜日の授業ということを実際には考えていく方向にはあると思いますが、やはりその前に学校週5日制の趣旨というものを学校も踏まえながら教育課程を編成するということにつきましては、これは平成12年から始まりました完全学校週5日制の部分でございますので、それにつ

いては今指導しているところであります。また、土曜日が授業日となることによって、児童・生徒への負担増、こういったものはどうなのかといったこともあわせて考えていかなければならないというふうに思います。

また、その必要性、委員からは前回のときにもお話がございましたが、土曜日の授業の必要性でございます。特にその保護者、地域住民、それから児童・生徒との事前のコンセンサスといったものも得ることも今は必要ではないかというふうに思いますので、それについては議論をする上では非常に大きい部分だと思っておりますけれども、こういったものを含めまして学校等を指導しながら、地域、保護者の意見を参考にしながら進めていくことにはなるというふうに思います。

もう1点、サービスに関しましても、東京都の教員ですから、それにつきまして聞いているところでございますが、今お話ございましたとおり、本来は土曜日に勤務した場合は、同一週内での変更が原則であります。ただ、今お話がありましたとおり、2ヵ月以内の変更であれば、やむを得ない事情があればこれは問題ではないだろうという見解はございました。ただ、例えば土曜日にやるという必要性、例えば今本市で指導時数の問題が、この間もお話ししましたけれども、かなり必要性があるということで、指導時数の確保という視点でこの土曜日という点を挙げることも可能だと思うのですが、例えば指導時数の確保を土曜日でなくても、ほかの方法でやれないかと。例えばさっき申し上げました夏季長期休業中の授業であるとか、時間割の工夫等、そういったもので指導時数の確保が可能であれば、そちらの方でやる。あえて土曜日に授業を行う必要ではなくて、ほかの方法でもとれるのであれば、それをする方法がよいのではないかと。また、そういう方法がとれないのであれば、土曜日の授業ということも考えられるのではないかと。これはある意味で労基法の部分等含めてのお話になりますけれども、東京都の方へ話をしたところでは、そのような話が来ております。

小田原委員 そうすると、学校週5日制を大原則とするという考えですね。

清水指導主事 ということでまずお話をしておきたいと思います。

水野学校教育部長 清水指導主事の方から最後の方にお答えした部分にちょっと補足させていただきますと、前回お配りした東京都の義務教育の区市町村協議会の報告のところの土曜日についての半日の休暇についての検討というところですが、ここにつきましては、前回もお話ししたとおり、土曜日を開くということについては、先生の労基法等、先生の勤務の問題がきちんと整備できていないというようなことから、なかなか難しいというお話

をさせていただいたわけですが、都教委も区市町村協議会の中でその辺がなかなか難しいということで、そこを半日で休暇がとれるような形を検討しようというこの報告だというふうに私の方は伺っております。私の方もアクションプランの中で同じような議論をしまして、将来的にはそういったことの可能性も探りながら、そのためには先生の勤務体制を、先生は都の職員でございますので、市町村独自でできるというわけではございませんので、東京都のそういった議論の行方を見ながら対応を考えていきたいというふうに考えております。

齋藤委員 どうも前回から誤解があるようで嫌ですが、私は土曜日を再開すべきだと言っているわけではありません。どうもちょっとお話を聞いていると、私がそういうことを強く言っているような受けとめ方があるようで、ちょっと誤解があるようで嫌なのですが、校長にある程度選択権を持たせるのであるならば、夏休みを30日にしてもいいという選択肢があるのであるならば、土曜日に授業をやる選択肢もあるだろうと言っているのです。土曜日をやらなければいけないと言っているのではなくて、その選択肢があるのであるならば、地域との兼ね合いを考えたときに、もっと開かれた学校を考えたときに、やはり土曜日午前中授業をやって、午後は地域との触れ合いの場を持つということは非常に有効な手段だと私は思っています。ですから、それをやらなければいけないと言っているのではなくて、選択の中にあってしかるべきではないかという言い方をしているわけです。

ですから、今水野部長さんが言われたとおりに、これ2月1日からなるのであるならば、いきなり2月1日から土曜日にどんどんやる学校がふえるとはとても思えないわけで、これからいろいろな問題を整理していく中で、土曜日の授業もやれるような、いわゆる懐の深いというか、選択が持てるようなものにしていただきたいという願いをしているのであって、土曜日やらなければいけないと言っているわけでは全然ありません。いろいろな選択肢がある中で、特色を持たせるのであるならば、ある学校は夏休みが30日になって、10日減らして、ある学校は今までどおり夏休みが40日あるけれども、土曜日授業をやっているという学校があったっていいじゃないかということをやっているのです。だからそういう選択肢が多い方がより特色が出るのではないですか。確かに私は土曜日の午後、地域との時間をとる必要性はすごく大きいと思います。これからどんどんふえてくると思います。やはり地域と学校との兼ね合いを考えたら、それが一番いい方法だという意見が、先生方の意識も変わってきて、地域ともっと触れ合いを持つためには、土曜日の

午前中授業をやって、振りかえをどこかで半日とって、午後は地域と触れ合おうかという先生がふえてくることを私は望んでいます。

小田原委員 僕は齋藤さんのお話のとおりだと思うのですがけれども、学校週完全5日制とかという話があって、完全という言葉もおかしいというふうに言われているけれども、この5日制で学校はしわ寄せを食っているわけです。だから何も週5日制にこだわることはなくて、都の方も半日休暇とか振りかえができるようなことを考えているということは、土曜日の授業を想定しているわけですから、八王子の学校教育をどうするかという観点で考えていくべきだろうというふうに思うのです。東京もいろいろあるけれども、私立は6日制でやっているわけだから、だから労基法の問題はクリアされているわけだから。変形労働制がなんかとっているわけだから。齋藤さんの言うとおりだと思います。

齋藤委員 もう1点、追加でよろしいですか。これも前回言ったことですがけれども、やはり原点として考えていきたいのは、夏休みがなぜ制定されたかということ、暑くて授業にならないから夏休みが制定されたと思うのです。冬休みは寒いからできないわけで、各学校に暖房の設備は整っていますけれども、各学校にまだ冷房の設備は全く整っていない。夏休みは暑くて、私の地元の中学校では、風が全く入らない1階のある教室のところでは、本当に試験中に鼻血を出して倒れる生徒が出るというのが事実なのです。暑くて授業なんかできないという状況の中で夏休みは制定されているのではないのかなと思うのです。だから、もしこれを進めていくときには、同時進行として設備の充実化ということも当然一緒に考えていかないと、本末転倒のような気がするのです。それで授業ができるのであるならば、なぜ夏休みは制定されたのかという感じがします。今、夏休みにもう少し授業をやるということであるならば、各地域によって設備の問題のことも同時に検討していく必要があると思います。それはすぐにはできないとは思いますが、だからそういうことも加味して、一緒にいろいろな問題点を考えていかないといけないのではないかなというふうに思いますので、つけ加えさせていただきます。

清水指導主事 今、両委員の御意見をお聞きしまして、学校には長期休業中等の授業、土曜日の授業、それから時間割の工夫と、この3点を授業時数の確保ということでお話をしています。実際に土曜日にする場合にはこういったことをやる必要がありますよということで、さっきのようなお話をしています。だから決して土曜日にやってはならないということでお話をしているわけではございません。また、逆に長期休業中にやらねばならぬというお話をしているわけでもございません。時数の確保という視点で私ども今お話をしてい

るものですから、例えば学校の中で行事を工夫して授業の時数を生み出すとか、それから時間割の工夫をすとか、さまざまところがございます。そういう点を今、すべて校長先生、または教務主任と言われる教育課程を組む教員とも話をしながら進めております。ですから、土曜日についても、当然学校にもお話をしながら進めているところですが、先ほどのようなお話は学校の方に校長先生の方にはお話をしているところがございます。ですから、そういった幾つかできるもの、それから難しいというところもありますが、これからそういった改善をされる部分もあるというふうにも考えながら、学校の方にはお話をしているということでございます。そして、学校が教育課程を組んでいくという形になるだろうというふうに思っています。

成田教育長 学校週5日制、いろいろな課題や、あるいはいろいろな制度ができてきております。そういう中で、今八王子の各学校が取り組んでいかなければならないのは、特色のある学校の姿だろう。あるいは特色のある学校の教育活動だろうと思いますときに、委員さん方の今の御提案というのは大変重く受けとめて、また指導していきたい。そのように思っております。

名取委員長 今、教育長さんからお話がありましたけれども、ほかに御意見ございますか。

小田原委員 ついでに一言。今、清水さんのお話で、時数の確保ということを頑張っておっしゃっていますけれども、時数の確保ということ言えば、何も土曜日にやらなくても、今までの中でちゃんと6時間やれば確保できるけれども、それはやっているかどうかという問題があるからね。時数の確保というふうに言う場合には、中身を問うていって、それが実質を伴っているときに教育長のお話の特色化につながるわけだから、その時数確保だけじゃなくて、もっと別な、土曜日に授業をやって、地域とのつながりもやりましょうとか、あるいは5日制になって子どもたちは土曜日に何をやっているかといったら、寝ていたり、ゲームやったりしている方が多いのだから、そういう問題をどうするかというのをあわせて多角的に考えて、八王子の子どもたちをどうしようかというふうに考えていきたいなと思いました。

名取委員長 ほかに御意見ございますか。

〔「意見なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 それでは、お諮りします。

ただいま議題となっております第84号議案につきましては、今の説明、あるいは委員さん方の御意見等を参考にしまして、これからよりよい八王子の教育行政を進めていくと

ということで決定したいと思えますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。よって、第84号議案についてはそのように決定させていただきます。ありがとうございました。

名取委員長 次に、追加日程第2、第87号議案 八王子市立浅川小学校上長房分校の休校についてを議題に供します。

本案について、学事課から説明願います。

望月学事課長 それでは、ただいま上程されました87号議案について御説明いたします。

お手元の資料87号議案と、それから議案関連資料と右肩に四角く囲ったものがございます。それから説明資料として、これから配付いたします経過等を記した資料がございますので、その3つを参考にさせていただきながら、議案の説明をしたいと思います。

社会全体の少子化の進行とともに、浅小の上長房分校につきましては、本校の希望者が年々、関連資料のとおり増加しておりまして、この分校への就学予定児童が来年度5人になった時点で、八王子市教育委員会としての既定方針に従いまして、本定例会に85号議案として廃止の議案を提案してはりましたが、昨日、地元への説明が不十分といいますが、十分な理解が得られていないというふうに判断しまして、分校の存続問題については、今後地元住民の方の理解を得られるように努めていくこととしながら、先週末の段階で来年度就学予定者がゼロというふうになったことから、本日、第85号議案を取り下げて、新たに87号議案として、16年度は休校とするという議案を提案したものでございます。

配付しました資料の方で経過をまず説明いたしますと、14年に地元4町会の会長さんと意見交換をいたしまして、また、地元の保護者、あるいは住民の方と14年11月に意見交換をしております。このとき、分校を残すべきだという意見が大勢を占めておりました。平成15年度、本年度の新1年生が入る段階、これはまだ学校選択制を導入していませんでしたけれども、1月末に学校の指定を上長房分校というふうに7人に対して指定したところ、若干異例ではございますけれども、指定校変更ということでみずから申し出た人が4人ございまして、分校の就学予定者は3名となったということが去年の4月、今年度の4月でございます。

次に、16年度の新入学につきましては、学校選択制を導入しておりまして、この導入の結果、選択希望票で分校学区の指定者6人のうち4人が本校を希望するという状態にな

りました。学校選択制における選択希望票の提出状況、この希望の状況から、新1年生の保護者は6人中4人が本校を希望したということで、14年に行われました住民との話し合いで出された意見とは異なる結果となったということが1つございます。こうしたことで、来年度、平成16年度は1年生2人、それから2年生3人になったということがございます。これが選択制を導入した結果としての平成15年9月末の段階でございます。このことを踏まえまして、教育委員会としても、さきに確認はしておりますけれども、方針として、このような少人数では分校とはいえ、教育の環境として不適切であるということ。それから今後、年によっては若干の増加可能性を否定するということではできませんけれども、それを期待してこのまま存続させていくということ自体不安定な学校にならざるを得ないのではないかということ。3点目に、今後、廃止した場合に通学距離が長くなるという児童に配慮しながらも、廃止の方向で地元住民の方々の理解を得るように努めていく必要があるというふうに考えております。

なお、ここで先ほど提案の説明のときに申し上げましたように、来年度、平成16年度については、住民の方々への十分な理解が得られていないということ、それから就学予定者がゼロになったということから、休校とするという方針でございます。

次に、この問題についての保護者、それから地元住民の動向でございます。これは選択希望票は9月末の段階で、先ほど申し上げましたように、資料にも新1年生が2人、それから来年の2年生が3人という状況になったわけですが、全般的に学校選択制の提出状況がそうですが、締め切った後も相当数変更が来ておりまして、それは学校のキャパシティがある中では受け付けをしているという段階で、1月になっても変更ということが来ております。そうした中で、1月末に入学通知を出すというのが法令上決まっておりますので、1月中旬の段階でほぼ予定者が固まったということで、改めてこの分校の就学予定について、かねてから懸念された問題がございましたので、教育委員会として教育的な観点から対応したことがございます。

これは議案関連資料のところ、1の児童数の推移の の下段の方で、就学予定者5名のうち4名が居住するSOSこどもの村の理事長等と教育環境について協議し、4名は本校へ入学・転校することとなったというふうでございます。これは実はこの表でございただくとおわかりになるかと思っておりますけれども、15年度の1年生の3名というのはこの施設の子どものみでございました。この段階で施設側の方から、施設と変わらない状況について心配しているということの間接的に教育委員会でも聞いておりました。そうしたこ

とを受けて、来年の就学予定者が新1年生2名、それから新2年生3名、合計5名のうち4名が施設の子だけになるという状態がほぼ固まった段階で施設側に、教育環境としてかねてから心配していたということがありましたので、私の方から意見を伺いに行ったという中で、施設側の方は、分校においても本校でも配慮が必要な子どもだということ。それから今の分校の施設と変わらない状態がいいというふうには考えていないということ。それから本校で一定の配慮があるなら本校でいいと。本校の教育がより望ましいというふうに私の方は受けとめたところでございます。

それから、さらにその5人のうち4名が施設の子どもだったわけですが、残りの1名の親御さんについては、そうした経過をお話ししながら、1名のために分校を開くというのは非常に難しい、本校へ行っていただきたいというふうなお話もさせていただきましたが、そうした手法についての御批判もいただきました。それからまた、子どもの通学の負担が増すということで、分校の希望ということはあるということで意見がございましたが、ただ最終的には1人で分校へ行くというわけにはいかないの、本校へ行かざるを得ないということで、就学予定者は結果的にゼロになったということでございます。

このことにつきまして、これを受けて4町会の会長さんと昨日意見交換をしたところでございますが、4町会の会長さんの方からも何点か御指摘と申しますか、御批判、要望を含めてございました。1つは、町会への連絡なしにSOSの施設へ行ったこと、残りの保護者の説得に行ったということは、町会を無視した動きだと。廃止に向けた意図的な行為は認められないということ。それから、SOSの子どもは分校へ行くように話すべきだというふうな意見もございました。それから、来年度仮に休校したとしても、17年度に遠距離からの通学の予定の子どもがいる。ぜひ入学したい、絶対行きたいと言っているの、そのときは開校してほしいと。それから、今後廃止の方向をとる場合でも、例えばスクールバスとか、それから跡地の問題等、住民と十分協議して決めてほしいというふうな意見もございました。このことを含めまして、今回休校という措置をとりながら、就学予定者がゼロということから休校をとるわけでございますが、今後市の方針としての廃止の方針を堅持しながらも、住民と十分協議しながら進めていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

名取委員長 ただいま学事課の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。

齋藤委員 ちょっと御意見を言わせていただきます。

実はこのう私、仕事の関係で高尾の方へ行きました。事前にいただいた資料では廃校という文がありましたので、私も八王子で生まれて育っていますけれども、分校を恥ずかしながら1回も見たことがないので、どんな学校なのかなと、ちょっと尋ねていってみました。夕方の4時ごろだったですけれども、もう子どもたちも先生方もいらっしやなかったかな。なかなか自然がたくさんあって、雰囲気の良いところだなと。歴史を感じさせる建物であって、地域で随分大切に守られてきた学校だなというような感じがしました。それだけではなくて、事前にいただいた資料ではまだ1名の希望者がいるということだったものですから、どのくらい距離があるだろうと思って、車のメーターをはかりながら、ちょっと奥の方からずっとはかってみましたけれども、分校から浅川小までが、車のメーターですから正確かどうか、おおよそですけれども、2.4、5キロあったという感じがします。また、あと分校から一番奥の小仏の方まではかると、そちらはもっと長いです。2.7キロぐらいだった感じがしました。だから合計で一番奥の子どもがもし廃止になって浅川に通うということになると、5キロ以上の距離を通うのだなと。私、帰りの車の中で、1年生というと6歳、2年生で7歳、そういう子どもたちがこれだけ長い距離、バス通学になるのか、場合によっては歩かなければならないときもあるかもしれない、どうなのかなと思いながら帰ってきたところ、小仏町会長の高山さんという方からお電話をいただきました。

今ちょうど望月さんのお話のとおり、内容については削除しますが、大体三、四十分いろいろな話を聞かせていただいて、全委員さんのところへお電話したらしいのですが、たまたま皆さんお留守で、私だけが話せたという状況だったらしいですけれども、そんな中で一番問題点だと思ったのは、もちろん高山さんのお名前を出すということは了解をとって結構ですということなので、今お名前を出させていただいています。この廃校の話聞いたのが、今の望月さんの話だと、きのう4町会の町会長会議を開いたということなのですが、1月26日、つまりおとといの月曜日午前10時に教育委員会の方が来られて、望月さんが来られたということです。そこで初めて廃校の話聞いたというふうにこの高山さんはおっしゃっていたのです。これはさすがにちょっと私、ルール違反じゃないかなという感じを受けました、正直言います。

この前の討議のときでもずっと話しておりました寺田小と稲荷山小のときも、13回もの協議会を地域の方々と続けていろいろな話し合いをなさったという経緯を聞きました。

御苦労だと思いました。その結果のとき、私、意見として言わせていただいたのは、これから統廃合というのはどうしても避けて通れないことだと私は思っています。そのたびこの10何回。20回やったらいいのか、5回じゃだめなのかというのは、これはいろいろと問題があるから、ある程度マニュアルをつくって、もう少し簡略をした方がよくはないかという意見を私は言わせていただいたのは事実なんです、かといって、地域との話し合いがゼロであっていいわけではないわけで、どこまで地域の方々の理解を得られるかというのは、地域と教育委員会との信頼関係というものを得ていかないと、今後の協力を得ていくことでも大きな問題だと思うのです。

ですから、今のお話のとおり、これからずっとお話し合いを続けていくということなので、恐らく感情的に考えますと、きょう配られました資料の中の方針の で、今後通学距離が長くなる児童に配慮しつつ、廃止の方向で地元住民の理解を得るように努めていくという、これは「廃止の方向で」というところは抜いた方がいいのではないですか。フェアに白紙に戻して、1回休校するというのを御理解いただくというならば、またもとに戻していくのか、廃校にしていくのか、両方を考えながら、今後十分討議をしていくということが必要じゃないかなと思うのですけれども、こういうものを文書でぼんと書いてしまうから、いずれ廃校にさせる考えだということがもう話し合いの前に見えてしまっているようなことが、信頼関係にひびを入れるような感じが私はしますけれども、どうでしょう。

望月学事課長 十分な協議という点については、不足していたというふうに認識しております。これは非常に弁解がましいですけれども、選択制の結果が出まして、私どもそれを受けとめたときに、住民の方がほとんど異口同音に言われた、残してほしいというふうな要望と、選択制で出された結果が非常に乖離があったということが一つございます。そうした中で、地元の方と、これからまだ希望票の変更は可能だという、そういう期間をまた念頭に置きながらお聞きいただければありがたいですけれども、そういう環境の中であって、地元の中で説明をしていくということが、ある意味で限られたコミュニティの中でということが起きるのだろうかということを非常に心配をしておりました。そんなことがありまして、直接現在の希望状況がこうだから、分校についてはこうだというような話は非常にしにくいという側面がございました。ただ、齋藤委員さんおっしゃるように、そうは申しましても、やはり地元の方との協議を進めていくということは当然必要なことですので、その点については、今後の教訓としてきちんと協議していく必要があるだろうというふうに思っております。

それからもう1つ、廃止の方向でということについて、削除した方がよいのではないかと。事務局としてですけれども、一応教育委員会の方でこれまでそのような方針でございましたので、教育委員会の方でその考えを変更するというのであれば、もちろんそれに事務局の方は従っていくわけでございますけれども、結局、分校の存在意義と申しますか、これについてはこれまでもそうですけれども、本来遠距離通学に伴う通学の負担にかんがみて存在しているものだというふうに考えております。子どもの教育権を確保してあげるといのが行政の役割としてあるだろうというふうに思います。そうした中で、上長房分校については、例えば恩方第二小学校ですとか、ほかにも周辺部の学校がございますけれども、そうした学校と比較しても著しく遠距離ということではございませんで、そうした問題もございます。本当に学校を設置して子どもの教育権を確保しなければいけない程度の距離にあるか。通学の負担になるかどうかという点で申し上げれば、それほどの距離ではないということで、教育委員会の方でそのような方針をこれまで定めてきたところだというふうに考えております。ただ、保護者や住民の方が今の分校から本校へ行くということで、通学の負担感を持っているということも町会長の話の中で私ども把握しております。そうした負担感を持っていることも事実でございますので、その点を含めて誠意を持って対応していくということが求められたのではないかと申すように思っております。

齋藤委員 それで、結論的にこれは廃止の方向でというのはカットしないということ。話の説明はわかるのですけれども、結論がわからないのですが。

名取委員長 齋藤委員、それは意見なので、質疑を今中心にやらせてもらっているのよろしいですか。ほかの委員さん、御質疑ございませんか。よろしいですね。

それを確認したので、では、御意見で結構ですから、どうぞ。

齋藤委員 よくこういう文章で感じるのは、まず結果が出てしまっていて、結果らしきものがもう文面の中にあって検討するという書き方というのは、非常に私は不親切というか、結果が見えていると思うので、幾ら検討しても、結果はこうだというような出し方というのは、本当の意味での検討としてはおかしいのではないかと申すように言わせていただいているのです。

小田原委員 結果は見えているのです。学校選択制を採用したということは、学校の適正規模がどのぐらいかというのはきちんと出してはもらってはいないけれども、適正規模を考えて、その適正規模に値しない学校は統廃合を進めていくということがあるのです。ただ、

分校というのと小規模校というのはちょっと性格が違うから、そこをどう考えるかという問題がありますけれども、私は、分校はもはや廃校にして、本校に持っていくべきだというのは以前に申し上げたことがありますけれども、私の認識は廃止の方向で進めてきている、このとおりだと思っています。ただ、世の中の過疎化の問題とか、あるいは地域の生活の問題とかというのを考えたときに、この教育の問題とか、あるいは交通の問題とかが過疎を進めたり、生活を脅かすというようなことが起こってくるというのは、非常にいい方向だとは思わないですけれども、ただ、子どもたちがどういう学校生活を送るかということ考えたときに、やはり集団という形をとるべきだろうというのが私の考えです。ただ、昔、分校を扱った芥川賞の小説があったりして、そういうものを全くなくすのはいいいこととはまた別だろうとは思いますが、非常にそういう点では悩ましい問題だと思いますけれども、流れとしては廃止の方向だろうと。

成田教育長 齋藤委員さんの方から、初めに廃止の方向ありき、これじゃ協議にならないだろうと、こういうようなお話がありましたけれども、私ども教育委員会としては、教育行政としてどういう教育を本市において行うのかというような方向を決定するのが教育委員会だろうと思っています。そういう中で、案内分校にしましても、この上長房分校にしましても、従前からやはりこれにつきましては課題がありまして、廃止の方向という形で私どもが事に当たってきてございます。ただし、先ほど来数字で御説明させていただいたけれども、その数字をかなりずっと私どもは追いながら読んでおりました。そして選択制という制度を導入いたしました部分からも、最後まで住民の方々が、小さな住民組織で地域を大事にするには、やはり私どもが行って、なるべく早くどうというよりも、皆さんがその選択制というような動きの中でいろいろと考えて、御自身が行動を起こされるのを最後まで見守り、そして待とうというような部分が経過としてはございました。

あと、本市、私の考えとしては、130年前からできている分校でございます。確かに地域の方々の子どもを育てるその気運というのは尊いものがあったらだろうと思います。昭和46年から開設されたSOSの方々の御努力、それからSOSの理事長を中心にした施設の方々の地域への恩恵、その中でいろいろな子どもたちが温かく育ってきたらだろうと思うときに、私は地元の方の心根を思わざるを得ません。しかし、分校の存在意義が今この時代の中で求める教育に合っているだろうかと思ったときに、浅川小学校の教育はやはり特色のある教育、浅川小学校あるいはそのほかを含めて、隣接する学校は公立の義務教育学校として、さらに私は学校力を発揮しなければならないだろう。そんなふうと思っています。

ます。

先ほど小田原委員さんの方から、学校教育は集団を通して教育すると、そんなふうなお話がありましたけれども、私もそのように思います。家庭がマンツーマンで子どもの育児、教育をする。一方で学校はやはり集団の場で教育するものであり、子どもはさらに自分自身、グループの力で自分を育てていったり、もっと大きい集団の力で自分を育てながら、自分の持っている可能性に気づくだろう。そうやって成長していくだろう。そんなふうに思っているところです。そういうような意味で、今、近くにある、本校である浅川小学校が異学年交流、あるいは複数の先生方のT・T授業、これを低学年で入れていたり、あるいは習熟度別の学習が行われているという現状を見るに当たりまして、子どもたちは私は本校に通っての教育を受けた方が現状よりもよりいいだろう。そのように考えています。

名取委員長 ほかに御意見ございますか。

齋藤委員 ちょっと方向を変えて考えてみたときに、市民一般感情から考えると、当然これはもう廃校でしようがないだろうという、数値だけ見ると、これは大勢の市民の方はきっとそういうことはわかると思うのです。ただ、一方でこの結果を市民感情から考えますと、1年間休校にするということですね。休校という形になってきて、廃止の方向で休校するということになってくると、休校の最中にかかる経費というものは当然出てくると思うのです。廃校にするということがわかっているのであるならば、今年度中、あと2月、3月、一生懸命地元の方に説明して、廃校にした方が経費はかからないですね、一般市民感情からいったら。にもかかわらず休校にするということは、いろいろな諸問題が整理できていないから休校にするというように議案を変えたわけです。であるならば、やはりゼロからスタートすべきだと私は思うのです。そうでないと、市民感情でこれを読んだときに、廃止の方向で1年間休校ならば、むだなんじゃないのという意見が出ませんか。だから休校にするならば、考えるべきだと私思うのですけれども。

小田原委員 そういう論理からいくと、廃止の案が出て、休校の案が出たら、その次は何だ。復活開校ですよ。その流れからいけばね。

齋藤委員 ですから、どちらになるかわからないけれども、それを討議するための休校期間ではないかなと思うのです。結論が廃校に行くという結論ありきで休校にするというのは、これはむだだろうと大勢の方が思うと思いますけれども、ただ、これから廃校になっていくのか、復興になっていくのか、それを1年間かけて討議するというのだったらまだわか

るような気がします、どうでしょうか。

望月学事課長 本日提案しておりますのは休校の議案ということですので、その休校がどのような意味を持つかということとは区別された議案であるということが1つございます。

それからもう1つは、現時点で廃止を決められたかどうかという問題については、住民の方の理解を得ていないので、廃止ということの議案とはしなかったと。単純にそういうふうに事務局としては考えているというところでございます。

小田原委員 時期的な問題があるわけですか。今、廃校が出せないとすれば、休校しかないと、そういうことですか。もうちょっとたってから、御理解いただいてから、休校ではなくて、廃校の議案を上程することができるのですか。

望月学事課長 これは一応学校教育法施行令で、1月末までに入学通知を出すということになっておりまして、それは法令上のことがあります、そうしたことをきちんと定めた上で、該当者に通知しなければいけないというのが1つございます。

小田原委員 だから、それは今度の1年生、2年生に出すけれども、17年度の事を考えているわけではないでしょう。

望月学事課長 そうです。はい。

小田原委員 だったら、17年度の事を考えてとりあえず16年度は休校として、その後廃止するかしないかを議論するというのは、ちょっと違うなという話でしょう。

望月学事課長 さようでございます。

小田原委員 だから、そういう話でいけば、廃止は通らないとおかしいということになるだろうな。齋藤さんが言った話になってしまうのですよ。僕は前にもお話ししているけれども、統廃合というのはもうどこも頭を痛めているわけです。これは東京都だけじゃなくて、ほかも含めてね。どこもそうです、問題になっているわけです。ただ、この近辺で言えば、青梅とか檜原なんかには比べたら八王子ははるかに遅れています、そういう点では。だからほかのそういう統廃合を進めている、いろいろな問題があっただろうけれども、今定着しつつある他の地区を考えると、もうちょっと手際よく進めてもいいのではないのでしょうか。そういう点ではいろいろな問題があるかもしれないけれども、こういう方向でこうしたいというのを打ち出しておいた方がいいだろうからね。僕は廃止の方向で休校にして、1年間とにかく御理解をいただくと。

齋藤委員 私は「廃止の方向で」は削除すべきだと思います。

成田教育長 私はこのまま廃止の方向で、地元住民の理解を得るように鋭意努力をしていた

だきたい。

名取委員長 ということで、ほかに御意見はよろしいでしょうか。

大体出たようです。

では、ほかに意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第87号議案につきましては、学事課長から御説明の通り、地域の住民あるいは保護者の皆さんの御理解を得よう努力して、廃校の方向で進めたいということで決定したいと思っておりますけれども、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 では、そのように決定させていただきます。

よって、第87号議案につきましては、そのように決定いたしました。どうもありがとうございました。

名取委員長 引き続きまして、報告事項に入ります。

教育総務課から順次報告願います。

後藤学校教育部主幹 それでは、私の方から報告事項といたしまして、不審者による事件への対応について、配付いたしました資料に基づき御報告をさせていただきます。

まず、お配りしたところでございますが、1番といたしまして、昨年12月上旬以降頻々と発生した不審者による事件につきましては、別紙1にございます表で既にごらんいただいたところでございますけれども、このとおりでございます。これにつきましては、1月21日の記者会見の場で新聞記者、記者クラブの方にも配付してございます。こういった多数頻発した事件に伴いまして、私どもの対応について、以下、2番の対応策といたしまして1つずつ御説明させていただきます。

当然、臨機の対応が求められるところでございますので、(1)番といたしまして、私どもの方から学校長に対する指示・指導等を別紙2以降、別紙5にかけて、こういった形で日々通知をしたところでございます。1月15日段階につきましては、PTAや学校安全ボランティアと連携した地域パトロール、こういった指示、さらには16日につきましては、なお警察からの指示等もありまして、こういった1人で遊ばないようにというような注意を、さらには1月20日付としましては、子どもたちへの対応としまして、身の安全を第一優先し、すぐ近くの人に助けを求め云々といったようなところを指導徹底してございます。その中で、1月20日の連絡の一番情報の最後でございます。東中野云々と

いうところがございます。これは先ほどの17番までのリストには実はこの件については掲載してございません。といいますのは、この件につきましては、通りがかりの方からの情報でございました。そういう意味でこの当該の生徒さんからの情報が現段階で私どもの方には届いておりません。そういう意味では、ちょっと事実関係等も不明なままでございますので、先ほどの17件の件数には入れていないところでございます。こういった情報があったということを学校の方にお伝えしたということで御理解をちょうだいできればと思います。さらには、1月22日付でございますが、こちらについては、同じように指示をしながら、学校管理について、安全対策に関する調査を指導室の方で行ったというところでございます。調査の内容については後ほどお話をさせていただくところでございます。

戻りまして、対応策の2番といたしまして、不審者事件に対する本市の対応ということでございます。私ども、1月13日、14日、15日、19日、20日というような日に多数発生した事件にかかわりまして、全市としての対応等について、こども家庭部、生活安全部、市民活動推進部と私ども学校教育部、4部で協議をいたしました。そういった中で、別紙として記入してございますが、既に対応した項目としては、ここに書いてございます4項目、こういったものをもう既に各所管で対応しておった。さらには八王子市全体として今後の対応について、(1)番から(5)番まで5項目を決定したところでございます。そういった中では、ここには記載してございませんけれども、やや市役所内での連絡体制そのものがひとつしっくりいっていないよというような意見の中で、そういった体制を十分整備する必要がある。ついては、その結果として、それぞれが所管する学校あるいは保育園、幼稚園、あるいはPTA、青少年対策地区委員会、こういったところへの連携、そういったものをしっかり情報連絡網を整備しようじゃないかと。さらにその上で注意を喚起するようお願いしようじゃないかというようなところを話し合ったところでございます。そのほかには防犯グッズの配付、さらには防災無線での市民に幅広くこういった状況を説明しようではないかというようなこと。さらには当面、八王子市の職員に対しこういったことについて十分配慮を求めていこうではないかというようなことが決定したところでございます。

さらには翌日でございますが、各所管の対応といたしまして、委員さん方の方にも既にお知らせをさせていただいたところでございますが、防犯グッズといたしましては、私ども教育委員会としまして防犯ブザーの購入を決定し、生徒さんたちに当面貸与という方法で配付しようではないかということでございます。さらには八王子市全体の中で市の公用

車に防犯パトロール中というステッカーを張り出そうというようなことも決めたところでございます。さらには郵便局、そういった関係機関にも協力を要請していこうということでございます。

3つ目といたしましては、安全対策、こういったものを把握するためにも、学校での実施状況がどういったものであるか調査し、これをホームページに掲載していこうということが決まったところでございます。

さらに4点目としましては、不審者に遭遇した際の対応、これをブザー配付とともにこの辺のことについて、ブザーの使用方法も含めてその対応について学校の方に指示しようではないかということが決定したところでございます。

戻っていただきまして、1ページ目でございますが、(3)番としまして、携帯用防犯ブザーの購入及び児童・生徒への配付ということでございます。見本といたしましては、こういったブザーでございます。このブザーを4万5,000個購入をいたしまして、学校として子どもさんたちに配付を考えております。貸与という方式になるわけでございますが、対象者としましては、公立の小中学校の児童・生徒はもちろんでございますが、私立の学校、あるいは都立学校、そういったところも同様の対応として、市内在住・在学の中学生さんまでということで考えております。当初納品の時期が非常に不安視されたところでございますが、現状で納品につきましては、今月中の納品が可能ということで、私どもとしては想定しておるところでございます。貸与方法等についてはここに記載してあるとおりでございます。私学の生徒さんたちにつきましては、往復はがき等での申し込みというような形で今作業を考えているところでございまして、そういうことにつきましては、2月1日付の広報にも記載をするところでございます。

続きまして、括弧の番号がずれてございまして、大変申しわけございません。一番下の行でございます。学校の安全対策実施状況調査の実施及びその結果の公表ということでございますが、調査の結果は別紙6以降に記載してございます。これを全校対象としたパーセンテージが別紙6の横長の表のグラフにしてございます。内容によりましては100%のものもございまして、ややパーセンテージ的には低いようなものもございまして、これは1月22日現在の調査でございます。その後こういったパーセンテージ、丸印を1つでもふやそうということが校長会などでも話が出ておるところまで私どもとしても情報として得ておるところでございます。再調査をする予定でございますが、ほとんどのところが丸で埋まることを私どもとしても願っておるところでございます。

その次といたしまして、次ページでございます。ここに記載してある括弧の番号で4番でございます。2月1日付の広報に防犯ブザーを貸与する旨の記事をとということで、一番後ろになりますが、別紙7番にこういった記事を掲出する予定でございます。広報の関係で言いますと、2月1日の広報にはこういった記事もございますが、表紙の目立つところのそでと言われる部分に、こういった状況がありますと、皆様お気をつけくださいといった内容の記事も載せる予定でございます。

(5)番といたしまして、パトロール用ステッカーについては、先ほどお話ししたところでございますが、公用車等に張り出すというような予定で考えております。マグネット式で公用車にぺたんと張りつけるようなものを今想定しておるところでございます。

その他の対策といたしましては、ここに記載あるとおりでございますが、全庁的に決定したような項目が載せてございますが、このほかには小中学校のPTA連合会との連絡体制の強化というようなことをそれぞれのPTA連合会の会長さん、あるいは副会長さん方と協議を進めておるところでございます。学校を通して、PTAにつきましては、単Pといいですか、個別の学校のPTA会長さんあてに連絡をこういった形で流すことにはなっておるところでございますが、ややもすると、その連絡が遅くなるということもあるところでございます。そういう意味ではもう一つのルートということで、PTAの連合会の会長の方からの連絡等も私どもとしてはとらせていただきたいということでお願いをしているところでございます。

さらには先ほども少し触れたところでございますが、郵便局さんとの連携ということで今考えております。私どもの方で作成する腕章、防犯パトロール中というような腕章を郵便局の職員の方々におつけただいて、仕事でもそういったところで活用いただくということを今話として進めておるところでございます。

3点目としましては、安全ボランティアの活動状況を今調査中でございます。調査の集計も進めておるところでございますが、残念ながら中にはまだまだ対応として十分でないような学校もあるところでございます。ただ、多くの学校は学校安全ボランティアを十分活用しているなというような様子が見てとれるところでございます。また、集計が完了した段階で委員さん方にはごらんいただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、その他の対策といたしまして、昨日付になります、八王子市長名でやや連絡がとりにくいというようなこともありまして、町会自治会の地区連合会の会長さんあてに防犯協力の要請を行ったところでございます。その他の対策等につきましては、

そういったところでございます。

全体として私の方から御報告申し上げることは以上でございます。

名取委員長 ただいま教育総務課の報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

小田原委員 市長名で町会長あてに何を出したのですか。

後藤学校教育部主幹 防犯協力要請を配付いたしました。

小田原委員 防犯協力要請という形でやれと市長が言ったのですか。市長はその程度の認識ですか。

後藤学校教育部主幹 この間1月21日に4部で協議をした以降、逐次市長の方には報告等をしておりました。そういった中で、やや市長御本人の動きがとりにくいというようなこともあったところではございますが、ここに27日の段階で生活安全部の方にそういった通知を出すようにということで指示があったようでございまして、私どもとしては、そういった市長の方からそういう通知が出たという情報としてとらえたところでございます。

小田原委員 学校関係の水準として見ているけれども、事務局としては、この市長のこういう要請を出したということについての見解はどうですか。

後藤学校教育部主幹 私ども常々学校との連絡、連携、あるいは保育園、幼稚園で言いますと、こども家庭部の児童青少年課、こういったところが連絡窓口になりながら進めてきたところではございますけれども、その4部の協議の場でも、生活安全部の方から、町会あるいは自治会との連絡が非常にとりにくい状況になっていると。実は、申し上げた地区連合会に加入していない町会さん、自治会さんも多数ございます。そういう中で非常に連絡、連携がとりにくいというふうなお話として私どもも聞いておったところではございます。そういったこともあって、今回市長名で町会自治会地区連合会の会長各位ということで通知が出たものかと推測しているところでございます。

小田原委員 出たものとか、そういうふうなことを聞いているのではなくて、出たものに対して事務局としての見解はどうだということですか。

後藤学校教育部主幹 もちろんPTAや私ども学校安全ボランティア、こういった方々が十分に活動いただいているというふうに認識をしておりますけれども、どうしても夜の時間帯とか、早朝の時間帯等ではなかなかカバーし切れないものがございます。そういう意味では地元の町会、自治会の皆さん方がそういったパワーを持ってそういった時間帯でもフルに活動していただければ、大変学校の子どもたちにとっても結果としてありがたいこと

というふうに考えております。

小田原委員 ありがたいというだけで終わっているわけ。話が進まないのですね。最近のこの子どもたちに対しての事故というのは私は多いというふうに思っているのですよ。中でこれだけのことが起こっている。1ヵ月そこそこでね。痴漢とか、ひったくりとか、空き巣とかというのは、最近のこの1ヵ月ぐらいどうですか。それが1点目。

それから、ほかの近隣の区市町村ではどうですか。ひったくりとか含めてね。

それから、今私学の子どもたち、高校生にもという、防犯ブザーを配ったというけれども、これは市立の小中の子どもたちが相手だけれども、私学とか高校生はどうなっていますか。

後藤学校教育部主幹 先般、警察との担当者会議のような連絡調整会議がございまして、その席上では、こういった情報は私どもの方には、逆に言いますと小中学生が絡む情報しか入ってこないところでございまして、今おっしゃった部分のひったくりというような行為、あるいは空き巣というような行為については、非常に危機感を持って警察の方々は日々活動しているなど。件数としては、この件数よりもっと多い件数を抱えて、問題意識を持って活動していらっしゃるのかなというふうに私としては理解して帰ってきたところでございます。そのほかに例えば高校生、あるいは大人の方々が似たような被害に遭ったという事例については、警察の方では把握しておっても、私どもの方には情報として逆に警察からいただけないということもございまして、そういった部分がどの程度あるのかについては、残念ながら承知していないところでございます。

さらに、近隣市の状況ですが、町田市教育委員会、あるいは稲城市教育委員会とも連絡等がございまして、近隣市でも似たような事例は発生している。ただ、件数としては八王子ほどのまとまった件数ではないということとして把握しております。

坂本教育総務課長 あと、私学の関係ですけれども、八王子市民でも八王子市外の学校に通わせている親御さんもいらっしゃいますので、その方たちにも小中学生ということにはしていますが、このものについてはお配りをするということでPRをしていくということです。

小田原委員 そうじゃなくて、私学の子どもたちにはこういう事件は起こっているのか、いないのかということです。今、大体わかったけれども、数字としてはつかんでいないということなのでしょう。

後藤学校教育部主幹 はい。

小田原委員 だからそういう姿勢でいていいのかということをお願いわけです。市長に町会へ要請文を出させて、じゃあ、教育委員会としてはそれだけでありがとうございます、ありがたいことなんですということ終わってしまっているのかということなのです。つまり、安全パトロールをやっているというふうに言うけれども、この資料を見ていくと、真ん中辺のグラフを見ていきますと、PTA、学校安全ボランティアが登下校時のパトロールとかをやっているというのを見ると、80%、70%超えているわけです。こういうことをやっていて、なおかつこういうことが起こっているわけでしょう。そして、しかも一連の通知を出したと、徹底について。この1週間のうちに4回も出しているわけでしょう。そこで言っている事柄が全部あるわけじゃないけれども、一層の何とかをお願いします。一層の何とかをやる。具体的にどういうことをお願いしているわけですか。一層の対応をお願いしますとか、一層お願いしますと、安全の確保をね。具体的にどういうことを言っているわけ。具体的にこういうことと答えていただければいいのです。やっているのか。わかっているのかという点で。

永関学校教育部参事 具体的には1月22日付の部分に書いてあるような点検及び重点的な指導が必要な項目というようなことでございます。また、調査にかけました学校内での対応、登下校・放課後の対応、それから児童・生徒等への指導という、大きく3つに分けたこのアンケートでございますが、この項目の具体的な例を示すものとして、日ごろ指導しているものについて触れたものでございます。

小田原委員 だからそういうことをやっているというふうにして、こういう一連の事故を防ごうとしているのかどうかということは僕にはよくわからない。やっているようでいて、中身が何もないと僕は思うのです。22日に出した。22日から何件起こっていますか。具体的にこういうことをやってほしいと言っている。地域パトロールやってほしい、一層やってほしいと言って、しかも70%から80%やっているわけでしょう。一層と云ったら、これに100%になるようにやるのか、あるいはもっと幅が広がるのか、時間帯なのかどうかかわからないけれども、そういう話を聞きたいわけ。ところが実態がないわけ。通知は出しているけれども。それで事故が防げるかということ、防げない。実態は22日に通知を出した以後だって3件起こっているでしょう。何をやっているのかということなのです。だから僕はもっと、市長にそういう通知を出させるのではなくて、教育委員会として全市巻き込む形の何かを考えてほしいとお願いしているわけ。1週間以上たっているのですよ。何をやっているのか。

後藤学校教育部長 そういった部分では、私ども21日に学校教育部長からの声かけで4部で協議の場を設定したところがございます。先ほど若干説明したような項目もその場で決めて進めさせていただいたところがございます。全市的な対応ということを進めていく中で、当然その中には教育委員会が個別に対応しなければいけない項目もあるわけがございます。おっしゃるとおりの中身的にはまだまだ不足の部分があったところでは、反省もしておりますが、八王子市全体の中で可能な限りのところは私どもなりに試行しながら進めてきたというふうに考えておるところです。

成田教育長 小田原委員が、やはり教育委員会が、事務局が、あるいは学校を含んで市教委としてもっと重点的に取り組むべきではないのか、もっと市民にやっていた部分もきちんと把握して議論したり、キャンペーンなり、そういうような必要があるんじゃないのというように私はとらえました。これについては指導室長ともお話をする中で考えている部分もございますが、また、委員さんの方からも御工夫をいただきたいと思うのですが、実は市長が27日に地域における防犯活動についてをお願いというのを、町会自治会地区連合会各会長各位にあててあるこの紙面のことですけれども、私ども去年の夏前に中学校の健全育成の問題、あるいは今回の不審者の問題が起こった地域で、学校や青少対から町会に御相談をされました。そしてみんなで考えて、その町会は色のついたジャンパーを着て、私たちの地域は、私たちの子どもは私たちが守ろうということで、防犯が動きまして、地域全体で子どもを守ろうというような健全育成の部分、不審者の部分もやりましたことを聞きました。そうしましたら、かなり影響が出たと。その後はないというふうなことを聞きながら、今回の年末年始について、その地域からの不審者等々の情報は上がっていないという、私は成果を感じています。

これは学校や教育委員会だけが、あるいは小Pだけが、小中学生を扱っている家庭、学校、そういうようなものだけで対応でき切れない部分があるなというようなものを感じたときに、本市が組織改正しまして、生活安全部ができました。それからこども家庭部ができました。そして教育委員会という、そういう組織の改編の中でできることはということで、市長部局の方の生活安全部が安全に対するトップになっていただいて、行動が今進んでいるところです。そういう中で、生活安全部は郵便局と協議して、新しい工夫をさせていただいておりますし、こども家庭部も青少年指導委員に直接情報が上げられるとか等々やっております。さらには町会は、既に連合町会長に動き出させていただいて、市民センターを使ったらどういふふうに情報が流れるだろうか、あるいは各事務所、これを使ったらど

うだろうかという御提案も持っていらっしゃるというふうに伺っております。伺っているだけでございます。

そういう中で教育委員会としては、小中学校、あるいは都立とか、中P連、小P連、あるいは他市、境がありますから、それとの情報の共有をもっとしていかなければならないだろうという中で、今まで安全管理してきたのですが、継続して、同じ力でやっていたかという、そうでもない部分があります。それがきょうの学校のアンケートにも出ているところであるわけですが、P連についてもそうです。そこで小田原委員おっしゃるように、小P連はピーボ君の家のキャンペーンにすぐ出ました。一層の強化というところなんです。ですから、私ども市教委としてもここで一層の強化キャンペーンを張るべきという委員さんの御提案だろうと思うのですが、またプラスしていただきながら取り組みたいと思っておりますが、現実には、小P連のP連への加盟校が少ないために、中P連は全中学校PTAに届きますが、小Pの方は届きにくいんです。このところ早急にこれからも指導をしていく必要がある。そんなふうに考えています。お答えになったどうかわかりませんが、現状を御報告したところでございます。

小田原委員 現状の報告を聞くのではなくて、どうするのかということを考えなければいけないと思うんです。僕は前のいろいろなことが起こったときに、対策会議をつくれというふうに言ったけれども、全く無視されちゃったのですが、今回も生活安全部というのがあるならば、生活安全部、だから市長部局で助役あたりが座長になった市民安全対策会議を起こして、そして教育委員会としてはそれに参加しながら、自分たちが動く。通知を出して、学校にこうなさい、PTAにああしなさいなんて言うのではなくて、自分たちが先頭に立って動くことを考えてほしいわけ。自分たちの車に安全何とかをやるという、何か幕でもつくったのですか。

後藤学校教育部主幹 ステッカーですね。マグネット式のぺたんと張るもの。

小田原委員 それはよく見えるわけね。

後藤学校教育部主幹 そうです。

小田原委員 だからそういうのが1つあるでしょう。郵便局は腕章だけじゃなくて、旗でも何でも渡してとか、ピーボ君がどのくらいあるかわからないけれども、あるという話だけでも、僕は行き来する中でピーボ君というのは目にしたことがないんです。ところがほかの市へ行くと、こども110番だとか、緊急何とかというのが1軒置きぐらいにぶら下がっているわけ。あるいは今の教育長の話によると、パトロールをやっているという話だ

けれども、パトロールをやっていて、実際に成果があったのかという話を聞きたいわけです。例えば青梅だか羽村だかは4割事件が減ったという話がけさの新聞にも出ているわけだから、ああいうようなことをやっていけば、引き続きこんなようなことがあるわけがない。ほかの区市で1ヵ月の間に10何件も起きているなんてことはないでしょう。大きいから、あるいは変な人間が八王子市民に多過ぎるのか。あるいはそういう人間を呼び込んでいるのかということでしょう、どこから。それほどすきがあるということだから、そのすき間をなくすようにしたいということです。やっているとか、通知を出しているなんていう話はもういいのですよ。

後藤学校教育部長 今の委員さんの御発言の中で、趣旨は少し異なるかもしれませんが、庁舎内で生活安全部を中心としまして、延べ8部の担当課長を集めた会合が2月に早速開催されます。

小田原委員 僕は、そんな話を聞きたいわけじゃありません。警察も全部一緒になって全市的に取り組む体制をつくって、警察も含めて全市で動いていますよ、という状況で、ここが動くようにしていかないと、こういう問題というのはなくならないということ。

後藤学校教育部長 今申し上げたような会議を八王子市役所内での固定的な組織として、その中で警察との連絡、あるいは各関係機関との連絡、そういった中心軸となるような働きかけを教育委員会としても進めていきたいというふうに考えております。

水野学校教育部長 主幹の方から経過報告の中で御説明しましたけれども、我々教育委員会に集まってくる情報というのは、児童・生徒の情報でして、17件ほど12月からあったという途中のときに、これは危機的な状態だというようなことで、これは教育委員会だけではどうも対応できないと私は判断いたしまして、幸いなことに市内では学校以外の町の中で起きる犯罪についての担当課が8月にできましたので、生活安全部長の方に行きまして、急遽全庁挙げて取り組みをしてもらいたいというような要請をいたして、早速翌日、先ほどの報告のとおり関係部局が集まって、教育委員会の方から、先ほど言ったように、いろいろな組織を使ってすぐに立ち上がってほしいということと、それからいま1つ、毎日起きている犯罪をすぐにとめられるように、防災無線の拡声器を使ってきょうからすぐ放送してくれないかと。起こそうとした犯罪者がばたっとそれととまるかもしれないじゃないか。それから犯罪を起こしているときに、そういった保護者が見て、いろいろなことをやってくれるのではないかと。そうしたら、よその課の悪口を言うわけじゃございませんけれども、なかなか防災無線というのは警察との関係で使いにくいというような話があ

ったけれども、市のことだからぜひ使ってくれというような強い要請をしまして、最終的には生活安全部の方が助役の判断をあおいで、早速その日から始めました。それから青少対ですとか、こども家庭部ですとか、町会なんていう、それぞれ私の方が縦系列でいくとなかなか協力要請ができない部分については、それぞれ全庁挙げてやらなければいけないというようなことで、私は今小田原委員さんが言うように、全庁挙げて対策本部をつくるぐらいの勢いで生活安全部長にお願いし、生活安全部の方では警察との関係もごさいますので、その後すぐに担当課長と警察との会合もあり、多分今報告のあったとおり、少し立ち上がりは遅いのかなということで、私は早速そういう会合があるということについても、今この場で知ったわけですがけれども、立ち上がりが少しおくらしているかもしれませんが、全庁挙げてやっている。教育委員会としましては、そういうことをお願いしながら、子どもたちにそういった危害が及ばないように、今の範囲内で最大のことは私はやっているというつもりでありますけれども、ぜひ足りない部分がありましたら、いろいろなことを御提案いただければ、さらに検討したいというふうに思っております。

齋藤委員 いろいろとこの件について発言しようかと思ったのですが、ほとんど小田原先生の方で言いたいような内容は言っていたので、ただ、極めて具体的な話をさせていたきたいのですが、行政の方もいろいろと動いてくださっているのは事実だと思えます。しかし、先ほど小田原委員さんがおっしゃったとおりに、私など地元で本当の地域の中でボランティアをやっている人間にとっては、なかなかいろいろな対策が目に見えてこないというのが現実的にあります。最大の問題点は、情報が敏速に末端までぱっと届くようなネットワークづくりができていない。つまりどこがリーダーシップをとるのか。生活安全部というものがあるのであるならば、しっかりとしたリーダーシップをとってもらって、まず情報が迅速に流れるようなネットワークづくりをまずつくるべきだと思います。これ今青少対等がやっているのしょうけれども、正直申し上げて、青少対も地域によって温度差がかなりあります。青少対の会長のところではたっととまってしまって、情報が全然流れない地区が実際にあります。それだけではもう不備だと思います。何か新たにしっかりとした情報が流れるネットワークづくりが絶対に必要だと思います。

あと、私も平成9年の事件のときにいろいろなことを経験したわけですが、今度情報をいろいろと集めようとする、早く情報を流さなければならない反面、中学生や高校生ぐらいの女の子たちが被害に遭いますと、情報を流してもらいたくないという本人の希望や保護者の希望があります。ですから、これは本当にこの情報はどういうふうに流したらいい

いのか。流さない方がいいのかというのを判断するリーダーシップをとる組織が絶対に必要だと思うんです。まず、一たん情報の集まる場所をつくる。そして、そのところはこの情報はどのくらいのところまで流せばいいのかというのを、例えばこれは具体例ですけども、この事件はAランクだと、Bランクだ、Cランクだというのをぱっと判断できるような組織があって、Cランクであるならばこちらあたりまで情報を流そう、Aであるならばここまで流さなければならない。こういうようなものをまずしっかりつくっていくべきだと思います。あとはそれを受けた地域がいかにそれを信頼感を持ちながら、ネットワークを持ちながら活動していくかというのが今度は試されていくというふうに思いますけれども、いろいろと具体案を考えながら。

最後に1点、先ほど水野部長の方からあって、私これも言おうと思ったのですが、例の防災無線ですね、3日流れたと思うのですが、非常に有効な手段だというふうに私も思います。もっと活用していただきたいというふうに思います。これに対してはよかったなと思う反面、私は地域の中で生活して、聞こえたかと聞くと、半数以上の方は大体、えっ、いつと。だから役立っていないなということを初めて知りました。私は家のすぐ隣の公園にありますので、よく聞こえていましたけれども、本当に地域の中でこういう防災無線を流したよと言うと、えっ、知らなかったという人が半数ぐらいいらっしゃいます。だからこれなんか根本的に防災無線ですから、緊急のときにしっかり全市民に伝わらなければまずいですね。ちょっと反省点があるかなというふうに思いました。これはちょっと余談ですけども、つけ加えさせていただきます。

後藤学校教育部主幹 1点目の情報ネットワークのことでございます。委員さんのおっしゃるとおり、例えばAランク、Bランク、Cランクというような扱いも含めた、実は庁舎内でそういった情報伝達表のようなものを今回全庁挙げて整備いたしました。そういう中で、所管各ところからこの情報についてはAの扱いをしてください、Bの扱いをしてくださいということまで記載するようなものになっております。大事なことはネットワークの軸となる、キーステーションとなる場所がどこにあるのかというような問題でございますが、これについては暮らしの安全安心課、生活安全部のこの課がキーステーションになるというところまではもちろん話として整理しておるところでございます。ただ、私どもは、私どもの方から学校を通して各PTAの方に連絡を流すということになっておるところでございますが、先ほども申し上げたように、学校の方からの連絡が不十分な場合、あるいはほかの課の方から青少年対策地区委員会の方に情報を流すに当たって、情報が不十分な場

合というようなことが個別には課題としてまだ残っているものというふうに考えております。この辺をただすのが今緊急の課題というふうに考えております。

名取委員長 私もちょうと言わせていただきたいのですけれども、私は根本的には八王子市民が八王子市民としての誇りを持つことが大事だと思います。そういうことをすれば、町を歩いていても、どなたのだれにということなく、それぞれの人がそれぞれの立場で子どもを守っていただけるような、そういう人が育ってくれると思うのです。長期的にはやはり八王子の子どもたちは八王子の市民が守るのだよという意識をぜひ育てていかなければいけないかなと思います。

それからもう1つは、この起きている時間帯が大体午後2時から4時、5時あたりが一番多いのです。ですから、そのときを重点的に、ただ漫然とやるのではなくて、この時間帯を特にやろうよと。奥さん方が買い物に出るときにでも公園をちょっと回ってもらおうとか、そういうことに意識をしながら回ってもらいましょうよというような、そういう市民を挙げての総力を結集して事故に遭わないような、そういうふうに子どもたちを守っていければなんて思っていますけれども、そんなこともぜひ教育委員会だけではなくて、市民を本当に巻き込んだ活動をしていただければなと思います。よろしくどうぞ。

齋藤委員 全くちょっと別な質問ですけれども、この携帯用の防犯ブザーですね、4万5,000個一括購入をして貸していくというような内容ですが、私は個人的な意見を言わせていただければ、非常に早い対応で、よかったというふうに思っています。こういう対応を迅速にぱっと行ったということは素晴らしいことだなというふうに思っていますが、ただ、一応お金の動くことですよ。ちょっとちなみにお伺いさせていただきたいのですが、この最終判断、どこでこれを買おう、最終責任はだれの責任。つまり我々教育委員は全く後から知らされたわけで、だれがいつの段階で幾らかかるのか、どこからこの費用は出たのか。つまりなかなか費用がない、費用がないと非常に苦しんでいるわけですね、教育予算としても。その中で4万5,000個というと、何百円の単位でも何千万の単位まで行ったと思いますが、この費用についてどこから出て、どなたの判断で最終的な決断を下したのか。決して責めているのではありません。今後の参考までに、どういうときに緊急的にどういうふうにお金を使えるかを知っておきたい。

水野学校教育部長 対策本部会議を開き、関係者会議を開きまして、三鷹で1週間ほど前に防犯ブザーを配っているという情報などもありましたし、八王子もお金がない中で、生活安全部の方から笛なんかを配ってはどうかというような提案もその日にいただきました。

その晩たまたまアクションプランで校長先生何人かとお会いしましたので、こんな笛なんかはどうだろうと言ったら、そんな笛なんかもう既に学校として用意して配っているから困るよと。笛は結構遊びで使ってしまうので、小学生なんかの場合だとオオカミ少年になってしまう。本番のときに効かなくなるのでというお話を伺いまして、私は早速翌日助役のところへかけ込みまして、これだけ発生しているの、何しろお金のないときなのはわかっているけれども、他市並みの防犯ブザーを貸与するという方法を検討してもらえないかということで、助役に頼みました。早速助役は選挙期間中の市長のところへ飛んでいきまして、市長と相談した結果を1時間後ぐらいに市長からオーケーがとれたということで、予備費を使って、消費税を入れて298円ぐらいのものでございますので、4万5,000個で、1,300万円ぐらいですけれども、今週の月曜日に発注といいますが、契約を結びました。この防犯ブザーを配りたいというプレス発表をしたわけですが、その日にいろいろな業者を当たっていたわけですが、全国的に品薄なのです。多分宇治の事件等でそういったものを各地で配っているのではないかなということで、業者に聞いてもなかなか入りそうもないということで、遅いと3月の終わりごろまで行ってしまうのかなというような情報でしたが、翌日、市では防犯ブザーも検討という新聞報道を見た業者数社から、我が社にはたくさんあるぞというような情報が全国から来まして、たしか今月中に納品ができると。4万5,000個できると。それにより安く、うちの方の一定の仕様に合ったものということで、8社を呼びまして、うちの方の条件にあった6社から入札がありまして、一番安い価格の290円前後ということで、1,300万円ほどの予算を使わせていただいたところでございます。

齋藤委員 緊急ということであれば、それぐらいの予算は執行できるんですね。

名取委員長 それでは、ただいまの教育総務課の報告は終わりにしたいと思いますけれども、よろしいですね。ありがとうございました。

次に、生涯学習総務課から報告願います。

米山生涯学習総務課長 それでは、報告事項、1月22日に開催しました成人の日記念式典について、担当の小澤から御説明いたします。

小澤生涯学習総務課主査 報告に先立ちまして、出席いただきました教育委員の皆様、また、学校教育の管理職の皆様にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、報告をさせていただきます。資料ですが、1枚めくっていただいた次が八王子の過去の成人式の開催状況を入れてございます。それから折り畳みである4枚につきま

しては、15年の26市の状況でございます。それから一番後ろに成人式の開催についてという提言でございますが、13年1月の成人式のときに、御存じだとは思いますが、新成人による流血の事件が起きたりいたしまして、私ども教育委員会が社会教育委員の皆様にも諮問をして、答申いただいたものです。これらを踏まえまして今年度の成人式をとり行いました。後でご覧いただきたいと思っております。それでは報告をさせていただきます。

平成16年1月12日に成人の日記念式典をとり行いました。対象は昭和58年4月2日から昭和59年4月1日生まれまでの方でございます。対象の人員でございますが、男性の方が5,038名、女性の方が4,145名、合わせまして9,183名でございます。出席をいただきましたのは、合わせまして3,031名。33%の出席率でございます。新成人の主張という式典の中でイベントを行いました。新成人の主張は各市でもございますが、その中で私ども八王子市だけが外国人留学生の主張を入れたということでございます。

簡単ではございますが、以上で報告を終わらせていただきます。

齋藤委員 報告だけだと簡単ですね。

小澤生涯学習総務課主査 きょうには、報告だけという形をとらせていただきたいというふうに思っています。出席された管理職の方や、もちろん教育委員の皆様にもいろいろなお話をいただいておりますので、来年度につきましては、またいろいろな構築をし、提案させていただきたいと思っております。

齋藤委員 わかりました。私も自分の成人式以来、ことし初めて成人式に出ました。うわさ等では平成13年度するときなども聞いておりましたけれども、その13年度するときなどに比べると随分よくなったというふうにはお聞きしましたけれども、やはり自分のときと比べてびっくりしました、とにかく。あれでよくなったのかどうかわかりませんが、特に11時半からの式典については、あいさつなどはほとんど聞いていない。やじも飛ぶ。クラッカーは鳴る。終始携帯電話を皆かけている。席をどんどん歩く人間がいる。率直に今回見させていただいた感想としては、根本的に考え直す時期に来ているのではないかなというふうに感じました。これは主催が教育委員会となっている以上、その責任者である教育委員は率先して改革案を考えていかないと、例えば会場1つとるにしても、もう早速始めないと、来年度には間に合わなくなってくるのではないかなというふうに感じています。

この平成13年6月に社会教育委員の方々が提案している内容も熟読させていただきましたけれども、ちょっと一部わからないのは、どうしても成人になった新成人たちを同一

会場に集める必要性があるというふうに取り取れるところです。私、その必要性になぜこだわっているのかがよくわからないのです。少なくとも11時半からの式典につきましては、新成人たちは会場へ入り切れなかった。これはもう毎年そうみたいですけれども、通路にみんな立っている。私も立って、外に出てみましたが、ロビーにあふれ返っている。中に入りたくても入れない。これは根本的に設定に無理があるのではないかなというふうに感じましたけれども、もちろん新成人たちのマナーが悪いことも当たり前ですけれども、主催する側もいろいろな反省を根本からすべき必要があるように感じたのです。何か心のこもった、本当に大人たちもよかったなということを中心に心から祝えるような式典というふうにはとても思えなかったというか、かけ離れているような感じがいたしました。

私なりにちょっと改革案を考えてきましたけれども、時間の関係もあると思いますので、後ほどお渡しいたしますけれども、私はもう成人式は各地区に戻すべきだというふうに思います。主催者も地区の方に任せて、各地区単位で成人式をとり行うということです。この社会教育委員の方々が書いた原点にもあるとおり、もともと地域が新成人を祝ったという原点に戻って、一堂に市民会館に集める必要性はないような気がいたします。少なくとも南大沢の地区だとか、川口の地区にはある程度のホールがあるので、ああいう遠くからわざわざ市民会館に集める必要性があるのでしょうか。ちょっと根本的にこれはこれからずっと、もうまた来年の成人式まで随分時間があるので、忘れてしまうのではなくて、随時検討委員会を開いて検討していく必要があるというふうに思います。きょう欠席の細野先生もかなり立腹で、これはこれだけの反省会をぜひ開こうと私に言ってお帰りになりましたし、また、式典が終わってから後の会場の外でいつまでも若者たちが帰らない。あの状況も何か改革していく必要があるのではないかなというふうに思いました。ちなみに、その中を成田教育長さんが本当に飛び回って、私も初めて2時半までおつき合いさせていただいて、ほとんどの成人たちがいなくなるまでおつき合いさせていただきましたが、私は成田教育長のあの姿はとてもまねができないと思いました。あの中をどんどん走って、子どもたちとコミュニケーションをとろうとしている姿は感銘いたしました。やはり根本的に考え直す必要があると思います。

小澤生涯学習総務課主査　そうですね。きょうは報告ということでさせていただいて、また別に今後についてはアドバイス等いただきたいと思っています。

名取委員長　きょうは報告ということですね。どうもありがとうございました。

ほかに何か御報告ございますか。

水野学校教育部長　　ごさいません。

名取委員長　ほかにないようであります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退出願います。また、事務局につきましても、関係部長及び参事並びに課長及び担当者の出席をよろしく願います。

それでは、ただいまから休憩に入ります。

【午後3時26分】